

令和 6 年度行政監査結果報告書

「補助事業の適正な執行について」

令和 7 年 4 月

岩手県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の実施内容	1
第2	監査の結果	3
1	定期監査における点検結果について	3
2	補足調査の結果について	3
(1)	補助対象経費に係る規定について	3
(2)	補助金の交付申請審査に係る規定について	3
(3)	補助事業の進捗状況確認に係る規定について	4
(4)	変更交付決定に係る規定について	4
(5)	補助事業の完了確認に係る規定について	4
(6)	補助事業の効果の検証について	5
(7)	補助事業完了後の状況確認について	6
3	予備監査及び本監査の結果について	6
(1)	補助事業の進捗状況確認に係る規定について	6
(2)	補助事業の完了確認に係る規定について	7
(3)	補助事業の効果の検証について	9
第3	監査意見	11
1	全体の評価	11
2	意見	11
(1)	補助対象経費に係る規定について	11
(2)	補助金の交付申請審査に係る規定について	11
(3)	補助事業の進捗状況確認に係る規定について	11
(4)	補助事業の完了確認に係る規定について	12
(5)	補助事業の効果の検証について	13
(6)	補助事業完了後の状況確認について	14
	参考資料	15

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12条）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

補助事業の適正な執行について

3 監査の目的

県民福祉の向上や経済活動の支援など、県の施策上必要がある事業を実施する団体に対し、反対給付を求めることなく直接又は間接的に金銭を交付する補助事業は、施策推進に当たって重要な役割を担っており、適正な執行が求められていることに加え、事業効果の確実な発現が期待されている。

そこで、補助金の適正化を図ること及び効果的な実施に資することを目的として、県が交付している補助事業の事務処理が法令等に基づき公正かつ適正に執行されているか、補助事業の実施状況を適切に把握しているか、補助事業の効果を検証しているかについて監査を実施した。

4 監査の対象

（1） 監査対象機関

知事部局、教育委員会事務局及び岩手県警察本部のうち令和5年度に補助事業を実施した機関

（2） 監査実施期間

令和6年4月～令和7年1月

5 監査の着眼点

（1） 事務手続等を定めた補助金交付要綱等は適切に整備されているか

（2） 事務手続（交付決定、進捗状況確認、実績報告、額の確定）は適正に行われているか

（3） 補助事業の事業効果の検証は適切に行われているか。

6 監査の実施内容

補助事業の適正な執行を確保するためには、補助金交付要綱等に基づいて適正な内容で交付申請が行われ、当該申請内容に基づき事業が実施されなければならない。

そのためには、補助金の交付を申請しようとする者に事業の目的や必要な要件、実施に当たっての手続等が確実に伝わるように補助金交付要綱等を整備しなければならない。

また、交付申請された事業が当該補助金交付要綱等に基づいたものであることを確認するとともに、交付決定後は事業の進捗状況について点検し、補助金の交付条件に反する事態が発生した場合や事業の遂行が困難な状態に陥っている場合には速やかに必要な措置を講じる必要がある。

さらに、事業完了時には、補助金の交付の決定の内容等に適合するものであることを調査し、交付すべき補助金の額を確定すること（以下「完了確認」という。）となるが、的確な完了確認を行うためには、補助事業等実績報告書の記載内容が正しいものであるかを証拠書類又は実地で確認することが有効である。

なお、補助事業には、県が事業を行う者に対して直接交付する直接補助事業と、市町村等の

中間機関（以下「直接補助事業者」という。）を経由して補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して間接的に交付する間接補助事業があり、特に間接補助事業の適正な執行を確保するためには、補助金の交付者である県と、直接補助事業者の間で、交付申請書類の審査、進捗状況確認及び完了確認をどのように行っていくかを明確にしておく必要がある。その際には、県、直接補助事業者、間接補助事業者が、問題を把握した場合には速やかに連携して、必要な措置を講じる体制を明確にしておくことが重要である。

このほか、補助事業による効果を検証することが不可欠であり、その際は効果を検証することに適した成果指標及び事業の目的達成に向けた目標値を設定して、達成状況を翌年度以降の補助事業の実施に反映していく必要がある。

このうち、広域振興局で実施する補助事業については、県全体で実施している効果の検証を広域振興局単位でも実施することにより、広域振興局の主体的な取組や課題の把握に繋がると考えられる。

これらのことを点検するため、補助事業の実施方法等について、次の（１）から（４）により監査を実施した。

（１） 定期監査における点検

定期監査においては、補助事業の執行状況を重点項目として設定し、主に、補助事業の事務手続が関係法令や補助金交付要綱等に基づいて適正に実施されているかなどの合規性の観点から令和５年度決算監査（令和６年４月１９日から令和６年８月２２日に実施）において１３６事業の補助事業について点検を実施した。

（２） 補足調査

（１）の定期監査で点検した事業について、さらに、補助金交付要綱等に必要内容が明確化されているか、事業の進捗管理、完了確認や事業効果の検証はどのように行われているかを横断的に把握するため、定期監査で点検した補助事業のうち、１件当たりの補助額が１００万円以上で借入金の返還や利子補給のみを行う補助事業を除いた１０６事業（別表１）を対象に、５（１）から（３）の監査の着眼点に係る９項目について補足調査を実施した。

（３） 予備監査

（２）の補足調査の結果を踏まえ、特に、補助事業の進捗状況を把握する体制、補助事業の完了確認を行う体制及び補助事業の効果の検証状況について、更に詳細に点検する必要があると思われたものの中から実務上可能な範囲で抽出を行った４７事業（別表２）について書面により予備監査を実施した。

また、書面監査の結果を踏まえ、別表２に記載のうち８事業については、補助事業の効果の検証について直接担当者から聴き取りを行うなどの方法により実地で予備監査を実施した。

なお、先般、一関市を経由して交付した間接補助事業において、交付要件に違反する事態が発生したことから、上記８事業のうち関連する２事業については、予備監査において県の対応及び事態を受けて実施した措置について併せて点検した。

（４） 本監査

（３）のうち、８事業については実地で、それ以外の３９事業については書面で、それぞれ本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 定期監査における点検結果について

令和5年度決算監査において補助事業について点検を実施した結果、監査した限りにおいて概ね適正に実施されていると認められたが、監査指摘基準（平成18年2月27日制定）第2に規定する財務監査に係る「指摘(注1)」はなかったものの、「注意(注2)」に該当するものが【表1】のとおり3件認められた。

3件の内訳は、完了確認の実施遅延が2件、補助金交付要綱に定める立入検査等の手続きを怠っていたものが1件であった。

【表1】令和5年度決算監査における補助事業に係る注意事項

	注意事項
1	補助金の交付に当たり、補助金交付要綱に定める手続きを怠っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
2	補助金の執行に当たり、事業完了届受理後相当期間経過してから完了確認しているものが3件、8,583,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
3	補助事業の完了確認に当たり、実績報告書が提出された後、相当期間経過してから完了確認しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(注1) 監査指摘基準別表に定める区分に該当するもので著しく適正を欠くもの、前回指摘又は注意とされた事項について措置又は改善されていないもの、又は、その他指摘することが適当と認められるもの。

(注2) 監査指摘基準別表に定める区分に該当するもので指摘には至らないもの、又は、指摘に該当する事項であるがやむを得ない事情があると認められるもの。

2 補足調査の結果について

(1) 補助対象経費に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助対象となる費目を定めている事業が71事業（67%）、補助対象となる費目を定めていない事業が35事業（33%）あった。

【表2-（1）】補助対象となる費目の規定の有無

区分	事業数	割合（%）
定めている	71	67.0
定めていない	35	33.0
計	106	100.0

(2) 補助金の交付申請審査に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助金交付申請の審査について、補助事業の実施計画書等に記載された内容を確認するために資料の提出を求めたり現地調査を実施したりすることを定めている事業が74事業（69.8%）、定めていない事業が32事業（30.2%）あった。

【表2-（2）】補助金交付申請審査に係る確認方法

区分	事業数	割合（%）
定めている	74	69.8
定めていない	32	30.2
計	106	100.0

(3) 補助事業の進捗状況確認に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助事業の進捗状況確認の実施方法について定めている事業が 67 事業 (63.2%)、定めていない事業が 39 事業 (36.8%) あった。

このうち間接補助事業で、補助金交付要綱等において、補助事業の進捗状況確認の実施方法について定めている事業が 24 事業 (70.6%)、定めていない事業が 10 事業 (29.4%) あった。

【表 2 - (3) - ①】 進捗状況確認の実施方法に係る規定の有無

区分	事業数	割合 (%)
定めている	67	63.2
定めていない	39	36.8
計	106	100.0

【表 2 - (3) - ②】 進捗状況確認の実施方法に係る規定の有無 (間接補助事業)

区分	事業数	割合 (%)
定めている	24	70.6
定めていない	10	29.4
計	34	100.0

(4) 変更交付決定に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助事業の変更交付決定について定めている事業が 105 事業 (99.1%)、定めていない事業が 1 事業 (0.9%) あった。なお、定めていない 1 事業は、補助金交付要綱において事業完了後に交付申請を行うこととされているため、変更交付決定について定める必要がないものであった。

【表 2 - (4)】 変更交付決定に係る規定の有無

区分	事業数	割合 (%)
定めている	105	99.1
定めていない	1	0.9
計	106	100.0

(5) 補助事業の完了確認に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助事業の完了確認時に証拠書類の提出を求めている事業が 73 事業 (68.9%)、現地確認を実施することとしている事業が 19 事業 (17.9%)、いずれも実施することとしている事業が 3 事業 (2.8%) あった。また、いずれも定めていない事業が 11 事業 (10.4%) あった。

このうち、間接補助事業 34 事業について、補助事業の完了確認時に直接補助事業者から提出される完了報告書とともに間接補助事業者が実施した事業に係る証拠書類の提出を求めている事業が 24 事業 (70.6%)、現地確認を実施することとしている事業が 6 事業 (17.6%)、いずれも実施することとしている事業が 2 事業 (5.9%) あった。一方、いずれも定めていない事業が 2 事業 (5.9%) あった。

【表 2－(5)】完了確認の方法に係る規定（カッコ内は間接補助事業であるものの内数）

区分	事業数	割合（％）
証拠書類の提出及び現地確認の実施	3(2)	2.8(5.9)
証拠書類の提出	73(24)	68.9(70.6)
現地確認の実施	19(6)	17.9(17.6)
定めていない	11(2)	10.4(5.9)
計	106(34)	100.0(100.0)

(6) 補助事業の効果の検証について

補足調査の対象事業のうち政策推進プランの成果指標（注 3）が定められている事業（以下「政策推進プラン補助事業」という。）が 60 事業あり、このうち、補助事業の効果の検証を政策推進プランの成果指標により行っている事業が 57 事業（95.0％）、政策推進プランの成果指標による効果の検証を行っていない事業が 3 事業（5.0％）あった。

（注 3） 「いわて県民計画（2019～2028）」（長期ビジョン）で設定する 10 の政策分野に基づく取組を推進するため、重点的・優先的に取り組むべき政策等を示す「政策推進プラン」を構成する事務事業において、年度毎の成果を検証するため定めている指標。

【表 2－(6)－①】（政策推進プラン補助事業）成果指標による効果検証の有無

区分	事業数	割合（％）
政策推進プランの成果指標による効果検証を行っている	57	95.0
政策推進プランの成果指標による効果検証を行っていない	3	5.0
計	60	100.0

政策推進プラン補助事業のうち広域振興局において実施する事業が 20 事業あり、いずれも補助事業の効果の検証を政策推進プランの成果指標により行っていた。

なお、これらの成果指標による効果の検証は、県全体としては行っていたが、広域振興局単位で行っている事業はなかった。

【表 2－(6)－②】（政策推進プランを構成する事業のうち広域振興局において実施する事業）広域振興局単位での成果指標による効果の検証の有無

区分	事業数	割合（％）
広域振興局単位で行っている	0	0.0
広域振興局単位で行っていない	20	100.0
計	20	100.0

補助事業のうち政策推進プラン補助事業以外の事業が 46 事業あり、このうち、成果指標を定めて補助事業の効果の検証を行っている事業が 3 事業（6.5％）、行っていない事業が 43 事業（93.5％）あった。

【表 2－(6)－③】（政策推進プラン補助事業以外の事業）成果指標を定めた補助事業の効果の検証の実施の有無

区分	事業数	割合（％）
行っている	3	6.5
行っていない	43	93.5
計	46	100.0

(7) 補助事業完了後の状況確認について

補助金交付要綱等において、事業実施年度以降に継続して状況確認を実施することを定めている事業が 21 事業（19.8%）、定めていない事業が 85 事業（80.2%）あった。

【表 2－(7)】事業実施年度以降の継続した状況確認に係る規定の有無

区分	事業数	割合（%）
定めている	21	19.8
定めていない	85	80.2
計	106	100.0

3 予備監査及び本監査の結果について

(1) 補助事業の進捗状況確認に係る規定について

補助事業の進捗状況確認に関する事項として、進捗状況確認の実施方法に係る規定を設けていない理由について調査した。

また、進捗状況確認方法を定めているとしている補助事業のうち、間接補助事業について、県が直接補助事業者による間接補助事業者に対する進捗状況確認の実施についてどのように定めているか点検した。

点検の結果、以下に記載する事項が認められた。

ア 進捗状況確認に係る規定を設けていない理由について

予備監査の対象とした 47 事業のうち、補足調査の結果、進捗状況確認に係る規定を設けていない事業は 29 事業（別表 2－1）であり、これらのうち定めていない理由について明確な回答があった 26 事業の回答は以下のとおりであった。

- (ア) 事業完了後に交付申請を行う「事後申請方式」を採用している事業や、特定の取組ではなく経常的経費を補助対象としているため進捗状況確認について定めていない事業など、性質上進捗状況確認を行う必要がない事業であるため。（9 事業）
- (イ) 市町村や特定の団体に対して補助する事業であり、県と補助事業者で定例的に開催する会議において進捗状況を把握しているため。（8 事業）
- (ウ) 農林業に係る補助事業であり、担当職員が事業実施に係る作業を指導等しながら事業を進めていることから規定を設けなくとも進捗状況を把握できるため。（3 事業）
- (エ) 担当者が電話や直接訪問等により随時進捗状況を確認していることから、規定を設けなくとも進捗状況を把握できるため。（6 事業）

イ 間接補助事業者に対する進捗状況確認の方法について

予備監査の対象とした 47 事業のうち、間接補助事業は 16 事業であり、このうち、進捗状況確認の方法について定めている事業は 7 事業であった。

定めている 7 事業について、県の補助金交付要綱等において、直接補助事業者が間接補助事業者の実施する事業の進捗状況確認を行う必要がある旨の規定を設けているか確認したところ、規定を設けている事業が 3 事業、設けていない事業が 4 事業あった（別表 2－1）。

間接補助事業は、一般的には直接補助事業者が自ら定めた補助金交付要綱等に基づいて進捗状況確認等を実施するべきと考えられるが、県の補助金交付要綱等においても、直接補助事業者に対して間接補助事業者に対する進捗状況確認を行う旨を定めることは、間接補助事業の適正な執行に資すると考えられる。

このため、規定を設けている 3 事業に対しその内容を確認したところ、商工労働観光部経営支援課が実施する岩手県事業承継補助金では、直接補助事業者が間接補助事業者の事業進捗状況を確認させることとしているほか、間接補助事業者において問題が発生した場

合には県に対して報告し対応を協議する旨を定めていた。

(2) 補助事業の完了確認に係る規定について

補助事業の完了確認に関する事項として、完了確認時に証拠書類の提出及び現地確認の実施のいずれも定めていない理由について調査した。

また、完了確認方法に係る規定を設けている事業について、その内容を点検した。

ア 補助事業完了報告様式に記載する事項に係る証拠書類の提出又は現地確認に係る規定を定めていない理由について

予備監査の対象とした 47 事業のうち、補足調査の結果、補助金交付要綱等において、補助事業の完了確認時に証拠書類の提出及び現地確認の実施のいずれも定めていないとしていたのは 8 事業（別表 2－2）であり、これらのうちいずれも定めていない理由について明確な回答があった 5 事業の回答は以下のとおりであった。

(ア) 交付要綱に定める様式を提出することにより事業の実施状況を確認することが可能であるため。（4 事業）

(イ) 証拠書類の量が膨大であり、個人情報が含まれることから提出して確認することが困難で、補助金交付要綱に定める事業実績書等の様式により確認しているため。（1 事業）

イ 補助事業の完了確認の方法について

予備監査の対象とした 47 事業のうち、補助金交付要綱等において、補助事業の完了確認時に証拠書類の提出又は現地確認の実施について定めている事業が 37 事業あり、これらの事業の中には完了報告書類を審査するために、独自に完了確認検査要領又は調査票を作成して審査方法について定めている事業が 2 事業あった。

このうち、農林水産部水産振興課が所管する水産業種苗価格高騰緊急対策費補助金では、当該補助事業を含む同課が所管する補助事業等の事務処理の適正化を図るため「岩手県水産経営総合改善事業確認検査要領」において、補助事業として実施する工事請負契約の契約方法や支出書類の確認方法について定めていた。

また、37 事業のうち、間接補助事業は 15 事業であり、これらについて、補助金交付要綱等において、直接補助事業者に対して、完了確認時に間接補助事業者が実施する事業の実施状況に係る証拠書類の県への提出や、県が現地調査を実施することを定めているか確認したところ、11 事業では定めていたが、4 事業では定めていなかった（別表 2－2）。

定めている 11 事業について、提出を求めている書類について確認したところ、以下のとおり回答があった。

(ア) 交付決定通知書の写し等、間接補助事業者に対する交付決定を証する書類

(イ) 契約書、請求書、直接補助事業者の支出決定書類の写し等、補助事業における契約や支出を証する書類

(ウ) 補助事業実施箇所の図面や補助事業で購入した備品の写真等、事業の実施を証する書類

これらの書類について詳細を確認するため、間接補助事業者に対する現地調査を実施している事業は 2 事業あった。

また、定めていない 4 事業についてその理由を確認したところ、以下のとおり回答があった。

(ア) 補助金交付要綱において、直接補助事業者に対し、間接補助事業者に対する補助金の交付にあたり県が立入検査等を実施することができる旨を条件に付さなければならぬと定めており、必要に応じて現地調査を行うことができると考えているため。（1

事業)

- (イ) 直接補助事業者から間接補助事業の実施状況の報告を別途受けることとしているため。(3事業)

なお、第1の6(3)において予備監査を行うこととした2事業、中山間地域等直接支払交付金(注4)及び多面的機能支払交付金(注5)はいずれも市町村を経由して交付する間接補助事業であり、中山間地域等直接支払交付金は集落等を単位とする協定(以下「集落協定」という。)を締結した農業者等、多面的機能支払交付金は農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を実施する活動組織に対して補助している。

両事業の実施状況の確認や完了確認を行う体制について点検したところ、それぞれ以下のような状況となっていた。

- (ア) 中山間地域等直接支払交付金

国が定める「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」に基づき、直接補助事業者である市町村が現地調査等により事業の実施状況を把握し、事業の完了を確認して広域振興局長に対して事業完了報告を行うこととしていた。また、広域振興局は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」に基づき、抽出した集落協定に係る事業の証拠書類等についての検査を行った上で、その検査結果に基づき必要に応じて現地確認を行うこととしていたほか、市町村から事業完了報告を受けた場合、事業実績書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付金事業等の実施結果が交付内容の決定及びこれに付した条件に適合するか確認することとしていた。

本事業では、交付金の交付条件である、協定に基づいた5年以上継続した農業生産活動等が行われていなかったと認められる農地の存在が明らかとなっているが、市町村が実施する現地調査において当該事態が把握されていなかったこと、さらに、広域振興局が行った証拠書類等の書面確認においては、現地調査が必要と認められる事態の存在は確認されず、この事態を把握できていなかった(注6)。

- (イ) 多面的機能支払交付金

国が定める「多面的機能支払交付金実施要領」に基づき、直接補助事業者である市町村が現地調査等により事業の実施状況を把握し、事業の完了を確認して広域振興局長に対して事業完了報告を行うこととしていた。また、広域振興局は、市町村から事業完了報告を受けた場合、事業実績書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付金事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか確認することとしていた。

本事業では、交付金の対象となる農用地の要件を満たさなくなっていたと認められる農地の存在が明らかとなっているが、市町村が実施する現地調査において当該事態が把握されていなかったことから、広域振興局でもこの事態を把握できていなかった(注7)。

(注4) 農林水産部農業振興課が所管し広域振興局農政部等で実施する補助事業であり、市町村が農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(集落協定)を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する経費を補助する間接補助事業

(注5) 農林水産部農村建設課が所管し広域振興局農政部等で実施する補助事業であり、市町村が農業者等の活動組織が実施する農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・水路等の地域資源の質的向上を図る共同活動を支援するための交付金を交付する費用を補助する間接補助事業

(注 6) 本事案を受けて、抽出検査の対象となる集落協定の範囲を拡大するとともに、抽出した集落協定毎の交付対象面積の 1 割について必ず現地確認を行うこととしている。

(注 7) 本事案を受けて、市町村に対し現地確認の徹底を指導するとともに、全ての活動組織に対して交付対象とならない農地の例や交付対象とならない農地が交付対象面積に含まれていた場合の手続について周知するなど再発防止のための注意喚起を行っている。

(3) 補助事業の効果の検証について

補助事業の効果の検証に関する事項として、成果指標による補助事業の効果の検証を行っていない理由について調査した。

また、政策推進プラン事務事業のうち広域振興局において実施するものについて、広域振興局単位で補助事業の効果の検証を行っていない理由について確認した。

併せて、成果指標を設定している事業について、その設定内容について点検した。

予備監査の対象とした 47 事業を点検した結果、以下に記載する事項が認められた。

ア 成果指標による補助事業の効果の検証を行っていない理由について

予備監査の対象とした 47 事業のうち、政策推進プラン補助事業で成果指標による効果の検証を行っていない事業及び政策推進プラン補助事業以外の事業で成果指標を定めて補助事業の効果の検証を行っていない事業は 15 事業（別表 2－3）であり、これらのうち行っていない理由について明確な回答があった 9 事業の回答は以下のとおりであった。

- (ア) 扶助費的な性格の事業であること及び県民の所得状況によって補助金の交付対象が増減することから成果指標の設定になじまないため。（4 事業）
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響による仕入れ価格の高騰に対応するための単年度限りの経済対策の側面が大きい事業であるため。（1 事業）
- (ウ) 国庫補助事業であり国が定める補助金交付要綱等に基づき事業を実施していることから、事業効果の検証等は国において実施されるものと考えているため。（2 事業）
- (エ) 国庫補助事業等に上乗せ又は折半して補助する事業であり、県が実施する事業単独での効果の検証が困難であるため。（2 事業）

イ 広域振興局単位で補助事業の効果の検証を行っていない理由について

予備監査の対象とした 47 事業のうち、補足調査の結果、広域振興局において実施する政策推進プラン補助事業で成果指標による効果の検証を行っているとしていたのは 10 事業（別表 2－3）であった。そして、これら 10 事業は、いずれも、本庁において県全体の効果の検証を行っているとしているものの、広域振興局単位では効果の検証を行っていなかった。広域振興局単位での効果の検証を行っていない理由について明確な回答があった 2 事業の回答は以下のとおりであった。

- (ア) 本庁が全県域から毎年公募を行い補助事業を決定していて、年毎に対象事業地域が異なり、結果として広域振興局単位での成果指標が立てにくいいため。
- (イ) 市町村を直接補助事業者とする間接補助事業であり、間接補助事業者に対して補助した件数を成果指標としているが、年 3 回、本庁において全市町村を対象に所要額調査を行った結果に基づいて県内全域で補助金を配分しているため、広域振興局単位での効果の検証が困難なため。

ウ 補助事業の成果指標の設定について

補助事業の成果指標を規定している事業は 34 事業であり、これらについて成果指標の設定内容について点検したところ、8 事業（別表 2－3）は補助事業の実施件数を成果指標としていた。

一般的に、補助事業の実施件数は事業実績に過ぎず、事業を実施することにより期待す

る効果が上がっているかについては、確認することが困難であると考えられる。

補助事業の実施件数を成果指標としている理由を確認したところ、明確な回答があった2事業の回答は以下のとおりであった。

- (ア) 間接補助事業者が行う設備の購入費や商品開発に係る経費等を直接補助事業者が補助する場合に要する経費を補助対象としており、補助事業の効果を事業実施年度内には確認することができないため、間接補助事業の実施件数を補助事業の成果指標としている。

なお、前年度に間接補助事業の交付を受けた事業者の状況については、事業実施の翌年度末に事業の進捗状況について直接補助事業者を通じて県に報告を求めることにより補助事業の効果を把握している。

- (イ) 間接補助事業者が行う住宅改善に必要な経費を直接補助事業者が補助する場合に要する経費を補助対象としており、補助事業の実施により住宅改善を行った間接補助事業者の利便性は向上するものの、間接補助事業者にとっての利便性を数値化して事業の成果指標とすることは困難である。

第3 監査意見

1 全体の評価

県では、県民の福祉向上、地域産業の育成・振興などの政策目標を達成する手段として様々な補助事業を実施しており、その実施に当たっては、県補助金交付規則、事業毎の補助金交付要綱等に基づく適正な執行が求められている。また、補助事業の効果を確実に発現させるためには、補助事業の効果を適切に測定し評価することが重要である。

今回の監査対象とした補助事業は、補助金交付要綱等の整備、進捗状況確認、完了確認等の事務手続及び事業効果の検証について、概ね適正に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項が見られた。

については、以下の意見に留意し、引き続き補助事業の適正な執行に努められたい。

2 意見

(1) 補助対象経費に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助対象経費の費目を定めていない事業が33%見受けられた。

補助事業は政策目標を達成する手段として交付目的を定め実施されているが、その目的に応じた補助対象経費の費目を定めることにより、より目的に沿った補助金の活用がなされ、事業効果の向上につながると考えられるので、規定を設けることを検討されたい。

(2) 補助金の交付申請審査に係る規定について

補助金交付要綱等において、補助金交付申請審査時に実施内容や交付要件に適合していることを証する書類の提出や現地調査を行うことについて規定を設けていないものが30.2%見受けられた。

補助金の交付申請に当たっては、申請書や事業計画書に記載された内容が事実であることを審査する必要がある。特に、交付決定の適否の判断に係る重要な事項については、事実確認を行った上で交付の適否を判断するため、記載内容を証する書類を提出させたり、現地確認を行ったりするなど、事実確認の方法について定めることを検討されたい。

(3) 補助事業の進捗状況確認に係る規定について

ア 補助事業の進捗状況確認に係る規定を設けることについて

補助金交付要綱等において進捗状況確認に係る規定を設けていないものが36.8%見受けられた。

補助事業の適正な執行のためには、事業の目的に沿って事業計画どおりに事業が進められているか、交付要件に反していないかなどについて進捗状況確認を確実に行う必要がある。事後申請方式による事業、事業の制度上定例的に開催される会議や県担当職員の指導等により事業の進捗状況を把握することとしている事業等、実施と併せて進捗状況の確認を行っているもの以外のものについては、進捗状況確認に係る規定を設けることにより、確実な進捗状況確認の実施とその結果を所属内で共有する仕組みを設けることを検討されたい。

イ 間接補助事業における直接補助事業者の進捗状況確認に係る規定を設けることについて

間接補助事業のうち、県の補助金交付要綱等において進捗状況確認の方法について定

めているものの中には、直接補助事業者による間接補助事業者の実施する事業の進捗状況確認について定めているものが見受けられた。

間接補助事業は、直接補助事業者が自ら定めた補助金交付要綱等に基づいて進捗状況確認を実施すべきと考えられるが、県の補助金交付要綱等においても直接補助事業者による進捗状況確認について定めることは、間接補助事業の適正な執行に資すると考えられるので、定めていない事業にあっては、間接補助事業の進捗状況確認に係る規定や確認結果を直接補助事業者と共有する仕組みを設けることを検討されたい。

(4) 補助事業の完了確認に係る規定について

ア 補助事業の実施状況の確実な確認に係る規定を設けることについて

補助金交付要綱等において、補助事業の完了確認時に証拠書類の提出及び現地確認の実施のいずれも定めていないものが 10.4%見受けられた。

補助事業の完了確認に当たっては、事業が事業計画書どおりに実施されたか、交付要件に反していないかなどについて確実に点検するために、証拠書類の提出及び現地確認について補助金交付要綱等に定めることで事業の実施状況を確実に確認できる体制を構築することを検討されたい。

イ 補助事業の完了確認の方法に係る規定を設けることについて

補助金交付要綱等において補助事業の完了確認時に証拠書類の提出又は現地確認の実施について定めている事業の中には、完了確認時に点検すべき事項やその方法についても定めているものが見受けられた。

補助事業の完了確認に当たっては、事務担当者により業務経験等が異なる中で、点検すべき事項やその方法について定めることで一定の確認の精度が担保され、より確実な完了確認の実施が見込まれることから、定めていない事業にあっては、完了確認検査要領等を定めることを検討されたい。

ウ 間接補助事業において県が自ら実施状況を把握できる体制を整えるための規定の整備について

補助金交付要綱等において、事業の完了確認時に証拠書類の提出又は現地確認の実施について定めている間接補助事業の中に、県が完了確認を行う際に事業の実施状況を示す書類の提出や、必要に応じて現地調査を実施することについて定めていないものが見受けられた。

市町村が実施状況の現地確認を実施することとしていた事業において、補助金の交付要件に反していたことを県が確認できなかった事案が発生しているところでもあり、直接補助事業者による完了確認に加えて、県が直接事業の実施状況を把握できる体制を整えることにより、上記の事態を防ぎ、事業の適切な執行に資すると考えられるので、規定の整備について検討されたい。

(5) 補助事業の効果の検証について

ア 成果指標による補助事業の効果の検証について

政策推進プラン補助事業のうち政策推進プランの成果指標による効果の検証を行っていない事業が 5%、政策推進プラン補助事業以外の事業のうち成果指標を定めて補助事業の効果の検証を行っていないものが 93.5%見受けられた。

補助事業は、成果指標を定めて毎年その実施内容を評価し、事業継続の判断を行うことにより、効果的に事業を実施することができると考えられるため、改めて成果指標を定めて補助事業の効果の検証を行うことを検討されたい。

イ 広域振興局単位での補助事業の効果の検証について

政策推進プラン補助事業のうち広域振興局において実施する補助事業のいずれも、本庁においては県全体の効果の検証を行っているものの、広域振興局単位では効果の検証を行っていないかった。

広域振興局で実施する補助事業は、広域振興局において管内の地域課題を把握し対応することで効果的に実施され、それにより県全体としての補助事業の効果の発現に繋がっていくことが望ましく、そのため、広域振興局単位での目標値を設定して効果の検証を行うことを検討されたい。

ウ 補助事業の実施件数を成果指標としているものについて

補助事業の成果指標を定めている事業の中に、補助した件数を成果指標としているものが見受けられた。

一般的に、補助事業の実施件数そのものを成果指標としても、事業の実施により発現する効果を検証することは困難なため、補助事業の実施件数を成果指標としている事業にあっては、事業の効果を検証できる成果指標について改めて検討されたい。

また、補助事業の実施による効果をすぐに検証できない事業にあっては、翌年度以降に追跡調査を行うことなどにより事業効果を把握し、併せて効果の検証を行うことを検討されたい。

(6) 補助事業完了後の状況確認について

補助金交付要綱等において、事業実施年度以降の継続した状況確認について定めているものは19.8%に過ぎないものとなっていた。

補助事業の効果の確認においては、事業の実施年度以降においても、補助対象事業の継続状況や補助事業により購入した備品の活用状況などを把握しておくことが有効であり、そのことは、事業者に対する継続的な支援につながると考えられることから、定めていない事業にあっては、その必要性及び規定を設けることについて検討されたい。

参考資料

別表 1 監査対象補助事業一覧（106 事業）

	補助事業名	担当室課名
1	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金	復興防災部 復興くらし再建課
2	岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金	復興防災部 防災課
3	私立学校振興費補助金	ふるさと振興部 学事振興課
4	私立専修学校専門課程授業料等減免補助金	ふるさと振興部 学事振興課
5	ハロウ安比ジャパン支援費補助金	ふるさと振興部 地域振興室
6	岩手県国際交流協会運営費補助金	ふるさと振興部 国際室
7	いわて留学生友好交流奨学支援事業補助金	ふるさと振興部 国際室
8	海外県人会連携支援事業補助金	ふるさと振興部 国際室
9	産学官連携機能強化促進事業費補助金	ふるさと振興部 科学・情報政策室
10	明るい長寿社会づくり推進事業補助金	文化スポーツ部 文化振興課
11	オリンピック選手等育成・強化事業費補助金	文化スポーツ部 スポーツ振興課
12	自立・分散型供給システム設計等支援事業費補助金	環境生活部 環境生活企画室
13	地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金	環境生活部 環境生活企画室
14	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金	環境生活部 環境保全課
15	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金	環境生活部 資源循環推進課
16	自然公園施設整備事業補助金	環境生活部 自然保護課
17	生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助金	環境生活部 県民くらしの安全課
18	青少年育成県民会議事業補助金	環境生活部 若者女性協働推進室
19	死亡時画像診断システム等設備整備事業費補助金	保健福祉部 保健福祉企画室
20	社会福祉士及び介護福祉士就学資金等貸付事業費補助金	保健福祉部 保健福祉企画室

	補助事業名	担当室課名
21	子ども、妊産婦、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭医療助成費補助金	保健福祉部 健康国保課
22	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助金	保健福祉部 健康国保課
23	岩手県被災者・見守り相談支援事業費補助金	保健福祉部 地域福祉課
24	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金	保健福祉部 地域福祉課
25	生活困窮者自立相談支援等事業費補助金	保健福祉部 地域福祉課
26	介護施設等整備事業費補助金	保健福祉部 長寿社会課
27	緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金	保健福祉部 長寿社会課
28	軽費老人ホーム事務費補助金	保健福祉部 長寿社会課
29	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	保健福祉部 長寿社会課
30	社会福祉施設等施設整備費補助金	保健福祉部 障がい保健福祉課
31	障害者支援施設等災害復旧事業費補助金	保健福祉部 障がい保健福祉課
32	地域生活支援事業等補助金	保健福祉部 障がい保健福祉課
33	救急救命士病院実習受入事業費補助金	保健福祉部 医療政策室
34	災害医療人材育成緊急強化事業費補助金	保健福祉部 医療政策室
35	岩手県子ども・子育て支援交付金	保健福祉部 子ども子育て支援室
36	岩手県施設型給付費等補助金	保健福祉部 子ども子育て支援室
37	中小企業ベンチャー支援事業費補助金	商工労働観光部 商工企画室
38	地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助金	商工労働観光部 商工企画室
39	中小企業連携組織対策事業費補助金	商工労働観光部 経営支援課
40	中小企業等復旧・復興支援事業費補助金	商工労働観光部 経営支援課
41	岩手県事業承継補助金	商工労働観光部 経営支援課

	補助事業名	担当室課名
42	中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助金	商工労働観光部 経営支援課
43	商工業小規模事業経営支援事業費補助金	商工労働観光部 経営支援課
44	岩手県運輸事業振興費補助金	商工労働観光部 産業経済交流課
45	いわてアパレル産業経営力強化事業費補助金	商工労働観光部 産業経済交流課
46	飲食店・商店街利用促進費補助金	商工労働観光部 産業経済交流課
47	いわて暮らし応援事業費補助金	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
48	魅力ある職場づくり推進事業費補助金	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
49	岩手県職業能力開発協会費補助金	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
50	県北広域産業力強化促進事業費補助金	商工労働観光部 ものづくり・自動車産業振興室
51	北上川バレーDX 推進・高度人材確保促進事業費補助金	商工労働観光部 ものづくり・自動車産業振興室
52	岩手県 GFP グローバル産地づくり推進事業費補助金	農林水産部 流通課
53	岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金	農林水産部 農業振興課
54	岩手県農業会議運営費補助金	農林水産部 農業振興課
55	鳥獣被害防止総合支援事業費補助金	農林水産部 農業振興課
56	中山間地域等直接支払交付金	農林水産部 農業振興課
57	地域農業計画実践支援事業費補助金	農林水産部 農業振興課
58	肥料価格高騰緊急総合対策事業費（肥料価格高騰緊急対策費補助）補助金	農林水産部 農業普及技術課
59	いわてニューファーマー支援事業費補助金	農林水産部 農業普及技術課
60	環境保全型農業直接支払交付金	農林水産部 農業普及技術課
61	肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助金	農林水産部 農業普及技術課
62	国土調査事業（国土調査費負担金）	農林水産部 農村計画課

	補助事業名	担当室課名
63	土地改良施設維持管理適正化事業（整備補修事業）補助金	農林水産部 農村建設課
64	多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）	農林水産部 農村建設課
65	農地耕作条件改善事業交付金	農林水産部 農村建設課
66	いきいき農村基盤整備事業費補助金	農林水産部 農村建設課
67	多面的機能支払交付金	農林水産部 農村建設課
68	岩手県水利施設管理強化事業管理強化交付金事業費補助金	農林水産部 農村建設課
69	岩手県農業基盤整備促進事業費補助金	農林水産部 農村建設課
70	岩手県農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策補助金	農林水産部 農村建設課
71	岩手県農山漁村地域整備交付金	農林水産部 農村建設課
72	県有施設管理体制強化支援交付金	農林水産部 農村建設課
73	りんどう生産拡大支援事業費補助金	農林水産部 農産園芸課
74	岩手県経営所得安定対策等推進事業費補助金	農林水産部 農産園芸課
75	肉用子牛価格安定対策費補助金	農林水産部 畜産課
76	酪農経営支援緊急対策費補助金	農林水産部 畜産課
77	農業競争力強化農地整備事業・草地畜産基盤整備事業費補助金	農林水産部 畜産課
78	林業・木材産業構造改革推進事業費補助金	農林水産部 林業振興課
79	いわて木づかい住宅普及促進事業費補助金	農林水産部 林業振興課
80	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金	農林水産部 林業振興課
81	いわて環境の森整備事業費補助金	農林水産部 林業振興課
82	県民参加の森林づくり促進事業費補助金	農林水産部 林業振興課
83	岩手県木材産業国際競争力強化対策事業費補助金	農林水産部 林業振興課

	補助事業名	担当室課名
84	緑の青年就業準備給付金	農林水産部 森林整備課
85	森林整備補助金	農林水産部 森林整備課
86	水産多面的機能発揮対策事業費補助金	農林水産部 水産振興課
87	さけ稚魚大型・強靱化支援化事業費補助金	農林水産部 水産振興課
88	栽培漁業推進事業費補助金	農林水産部 水産振興課
89	強い水産業づくり交付金	農林水産部 水産振興課
90	水産業競争力強化緊急施設復旧整備事業費補助金	農林水産部 水産振興課
91	水産業種苗価格高騰緊急対策費補助金	農林水産部 水産振興課
92	漁港施設等整備事業補助金	農林水産部 漁港漁村課
93	市町村道整備事業補助金	県土整備部 道路環境課
94	広域的都市機能支援交付金	県土整備部 都市計画課
95	公共団体区画整理事業費補助金	県土整備部 都市計画課
96	浄化槽設置整備事業費補助金	県土整備部 下水環境課
97	岩手県農業集落排水施設整備事業補助金	県土整備部 下水環境課
98	高校奨学事業費補助金	教育委員会事務局 教育企画室
99	被災児童生徒就学援助事業費補助金	教育委員会事務局 教育企画室
100	キャリアアップサポート推進事業費補助金	教育委員会事務局 学校教育室
101	緊急スクールカウンセラー等活用事業補助金	教育委員会事務局 学校教育室
102	こどもの安心・安全対策事業費補助金	教育委員会事務局 保健体育課
103	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	教育委員会事務局 生涯学習文化財課
104	文化財保護事業費補助金	教育委員会事務局 生涯学習文化財課

	補助事業名	担当室課名
105	被災ミュージアム再興事業費補助金	教育委員会事務局 生涯学習文化財課
106	防犯活動事業補助金	警察本部生活安全部 生活安全企画課

別表 2 - 1 書面監査対象補助事業（47 事業）（進捗状況確認に係る確認事項）

	補助事業名	補助金交付要綱等において、進捗状況確認の実施方法について規定を設けていない事業	補助金交付要綱等において、進捗状況確認の方法について規定を設けている事業のうち間接補助事業（間接補助事業者に対する進捗状況確認に係る規定を設けているか）
1	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金	○	—
2	岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金	○	—
3	私立学校振興費補助金	○	—
4	産学官連携機能強化促進事業費補助金	—	—
5	明るい長寿社会づくり推進事業補助金	○	—
6	オリンピック選手等育成・強化事業費補助金	○	—
7	自立・分散型供給システム設計等支援事業費補助金	○	—
8	地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金	○	—
9	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金	—	—
10	自然公園施設整備事業補助金	—	—
11	社会福祉士及び介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	○	—
12	子ども、妊産婦、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭医療費助成事業補助金	○	—
13	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助金	○	—
14	生活困窮者自立相談支援等事業費補助金	○	—
15	介護施設等整備事業費補助金	—	規定あり
16	軽費老人ホーム事務費補助金	○	—
17	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	—	規定あり
18	地域生活支援事業等補助金	○	—
19	救急救命士病院実習受入事業費補助金	○	—
20	岩手県事業承継補助金	—	規定あり
21	岩手県運輸事業振興費補助金	—	—
22	いわてアパレル産業経営力強化事業費補助金	—	—
23	飲食店・商店街利用促進費補助金	—	—
24	県北広域産業力強化促進事業費補助金	○	—
25	北上川バレーDX 推進・高度人材確保促進事業費補助金	—	—
26	岩手県 GFP グローバル産地づくり推進事業費補助金	—	規定なし
27	中山間地域等直接支払交付金	—	規定なし
28	肥料価格高騰緊急総合対策事業費（肥料価格高騰緊急対策費補助）補助金	○	—

	補助事業名	補助金交付要綱等において、進捗状況確認の実施方法について規定を設けていない事業	補助金交付要綱等において、進捗状況確認の方法について規定を設けている事業のうち間接補助事業（間接補助事業者に対する進捗状況確認に係る規定を設けているか）
27	中山間地域等直接支払交付金	—	規定なし
28	肥料価格高騰緊急総合対策事業費（肥料価格高騰緊急対策費補助）補助金	○	—
29	肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助金	○	—
30	多面的機能支払交付金	—	規定なし
31	岩手県農山漁村地域整備交付金	—	—
32	りんどう生産拡大支援事業費補助金	○	—
33	林業・木材産業構造改革推進事業費補助金	○	—
34	いわて環境の森整備事業費補助金	○	—
35	県民参加の森林づくり促進事業費補助金	○	—
36	森林整備補助金	○	—
37	水産業種苗価格高騰緊急対策費補助金	○	—
38	市町村道整備事業補助金	○	—
39	広域的都市機能支援交付金	○	—
40	浄化槽設置整備事業費補助金	○	—
41	高校奨学事業費補助金	○	—
42	被災児童生徒就学援助事業費補助金	○	—
43	キャリアアップサポート推進事業費補助金	○	—
44	緊急スクールカウンセラー等活用事業補助金	—	規定なし
45	こどもの安心・安全対策事業費補助金	—	—
46	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	—	—
47	防犯活動事業補助金	—	—
計（事業数）		29	規定あり 3 規定なし 4 計 7

別表 2-2 書面監査対象補助事業（47 事業）（完了確認に係る確認事項）

	補助事業名	補助金交付要綱等において、補助事業の完了確認時に証拠書類の提出及び現地確認の実施のいずれも定めていない事業	補助事業の完了確認時に証拠書類の提出または現地確認の実施について定めている事業のうち間接補助事業（直接補助事業者に対して、完了確認時に間接補助事業者が実施する事業の実施状況を示す書類の県への提出を求めたり、県が現地調査を実施することを定めているか）
1	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金	—	定めている
2	岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金	—	定めている
3	私立学校振興費補助金	—	—
4	産学官連携機能強化促進事業費補助金	—	—
5	明るい長寿社会づくり推進事業補助金	○	—
6	オリンピック選手等育成・強化事業費補助金	—	定めている
7	自立・分散型供給システム設計等支援事業費補助金	—	—
8	地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金	—	—
9	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金	○	—
10	自然公園施設整備事業補助金	—	—
11	社会福祉士及び介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	—	—
12	子ども、妊産婦、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭医療費助成事業補助金	○	—
13	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助金	○	定めていない
14	生活困窮者自立相談支援等事業費補助金	—	定めていない
15	介護施設等整備事業費補助金	—	定めている
16	軽費老人ホーム事務費補助金	—	—
17	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	—	定めている
18	地域生活支援事業等補助金	○	—
19	救急救命士病院実習受入事業費補助金	○	—
20	岩手県事業承継補助金	—	定めている
21	岩手県運輸事業振興費補助金	—	—
22	いわてアパレル産業経営力強化事業費補助金	—	—
23	飲食店・商店街利用促進費補助金	—	—
24	県北広域産業力強化促進事業費補助金	—	定めている
25	北上川パレーDX 推進・高度人材確保促進事業費補助金	—	—
26	岩手県 GFP グローバル産地づくり推進事業費補助金	—	定めている

	補助事業名	補助金交付要綱等において、補助事業の完了確認時に証拠書類の提出及び現地確認の実施のいずれも定めていない事業	補助事業の完了確認時に証拠書類の提出または現地確認の実施について定めている事業のうち間接補助事業（直接補助事業者に対して、完了確認時に間接補助事業者が実施する事業の実施状況を示す書類の県への提出を求めたり、県が現地調査を実施することを定めているか）
27	中山間地域等直接支払交付金	—	定めている
28	肥料価格高騰緊急総合対策事業費（肥料価格高騰緊急対策費補助）補助金	—	—
29	肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助金	—	—
30	多面的機能支払交付金	—	定めていない
31	岩手県農山漁村地域整備交付金	○	—
32	りんどう生産拡大支援事業費補助金	—	定めている
33	林業・木材産業構造改革推進事業費補助金	—	—
34	いわて環境の森整備事業費補助金	—	—
35	県民参加の森林づくり促進事業費補助金	—	—
36	森林整備補助金	—	—
37	水産業種苗価格高騰緊急対策費補助金	—	—
38	市町村道整備事業補助金	—	—
39	広域的都市機能支援交付金	—	定めていない
40	浄化槽設置整備事業費補助金	—	—
41	高校奨学事業費補助金	—	—
42	被災児童生徒就学援助事業費補助金	○	—
43	キャリアアップサポート推進事業費補助金	—	—
44	緊急スクールカウンセラー等活用事業補助金	—	定めている
45	こどもの安心・安全対策事業費補助金	—	—
46	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	—	—
47	防犯活動事業補助金	—	—
計（事業数）		8	定めている 11 定めていない 4 計 15

別表 2-3 書面監査対象補助事業（47 事業）（補助事業の効果の検証に係る確認事項）

	補助事業名	成果指標による補助事業の効果の検証を行っていない事業	政策推進プランの成果指標により効果の検証を行っている事業のうち広域振興局で実施する事業	補助事業の実施件数を補助事業の成果指標としている事業
1	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金	—	—	○
2	岩手県地震・津波対策緊急強化事業費補助金	—	—	○
3	私立学校振興費補助金	—	—	—
4	産学官連携機能強化促進事業費補助金	—	—	—
5	明るい長寿社会づくり推進事業補助金	—	—	—
6	オリンピック選手等育成・強化事業費補助金	○	—	○
7	自立・分散型供給システム設計等支援事業費補助金	○	—	—
8	地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金	—	—	—
9	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金	○	—	—
10	自然公園施設整備事業補助金	—	—	—
11	社会福祉士及び介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	—	—	—
12	子ども、妊産婦、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭医療費助成事業補助金	○	—	—
13	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助金	○	—	—
14	生活困窮者自立相談支援等事業費補助金	○	—	—
15	介護施設等整備事業費補助金	—	—	—
16	軽費老人ホーム事務費補助金	○	—	—
17	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	—	○	○
18	地域生活支援事業等補助金	○	—	—
19	救急救命士病院実習受入事業費補助金	○	—	—
20	岩手県事業承継補助金	—	—	○
21	岩手県運輸事業振興費補助金	○	—	—
22	いわてアパレル産業経営力強化事業費補助金	○	—	○
23	飲食店・商店街利用促進費補助金	—	—	○
24	県北広域産業力強化促進事業費補助金	—	—	—
25	北上川バレーDX 推進・高度人材確保促進事業費補助金	—	—	—

	補助事業名	成果指標による補助事業の効果の検証を行っていない事業	政策推進プランの成果指標により効果の検証を行っている事業のうち広域振興局で実施する事業	補助事業の実施件数を補助事業の成果指標としている事業
26	岩手県 GFP グローバル産地づくり推進事業費補助金	—	—	—
27	中山間地域等直接支払交付金	—	○	—
28	肥料価格高騰緊急総合対策事業費（肥料価格高騰緊急対策費補助）補助金	○	—	—
29	肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助金	—	○	—
30	多面的機能支払交付金	—	○	—
31	岩手県農山漁村地域整備交付金	—	○	—
32	りんどう生産拡大支援事業費補助金	—	○	—
33	林業・木材産業構造改革推進事業費補助金	—	—	—
34	いわて環境の森整備事業費補助金	—	○	—
35	県民参加の森林づくり促進事業費補助金	—	○	—
36	森林整備補助金	—	○	—
37	水産業種苗価格高騰緊急対策費補助金	○	—	—
38	市町村道整備事業補助金	○	—	—
39	広域的都市機能支援交付金	○	—	—
40	浄化槽設置整備事業費補助金	—	○	○
41	高校奨学事業費補助金	—	—	—
42	被災児童生徒就学援助事業費補助金	—	—	—
43	キャリアアップサポート推進事業費補助金	—	—	—
44	緊急スクールカウンセラー等活用事業補助金	—	—	—
45	こどもの安心・安全対策事業費補助金	—	—	—
46	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	—	—	—
47	防犯活動事業補助金	—	—	—
計（事業数）		15	10	8